

京都大学	博士 ( 法 学 )	氏名	朴 艶紅
論文題目	現代中国の社会保険制度の形成と変遷 (1983-2000) - 広東省深圳市の労災保険制度を中心に		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、中国広東省深圳市の労災保険制度の1983年から2000年頃までの形成過程と変遷過程を記述・分析するものである。</p> <p>まず序章では、先行研究の整理を通じて分析枠組を設定する。現代中国における体制移行一般のメカニズムの解明を試みた先行研究は、市場を移行の原動力とみなす市場変遷理論と、官僚制度などを原動力とみなす新制度派組織理論に大別できる。著者は後者の立場をとり、深圳市労働局など個々の「組織」とそれらが形成する「組織フィールド」を分析概念として採用する。その上で、行財政制度を制度変遷の原動力とみなし、これが組織と組織フィールドを変化させることによって、労災保険制度が歴史的に構造化されていく、という説明図式を構築している。</p> <p>続く二つの章(第一部)では、深圳市労災保険制度の形成過程(1983年から1994年まで)を記述・分析する。まず第一章では、著者自身が現地調査を行った労災事件を手がかりに、労災保険制度が抱える二つの「制度ロジック」を抽出する。労災被害者に支給される一括補償金の計算基数「市前年度社会月平均賃金」は、公式法(深圳経済特区労災保険条例および実施細則)の文言によって決定できない状態となっていた。そこで、宝安区・龍崗区社保局は、非公式法(区政府文件)を援用することにより、古い「都市部の職工月平均賃金」という低い数値を採用していた。この事態を著者は、労働者の権益保護という制度本来の趣旨に反し、社会保険機構が基金増加を目的とした労災保険の「企業化運営」を行っていることの証左とみる。</p> <p>なぜこのような営利志向の労災保険制度が形成されたのか、第二章では、先の説明図式に基づきそのメカニズムを解明する。まず、制度形成の原動力となったのは、中央官庁の指令権限を大幅に地方政府に委譲すると共に、国有企業からの工業利潤の大部分を地方政府に留保することとした1980年代の財政分権化改革である。これにより地方政府は、各部門が財政請負体制の下それぞれ収益増加を図りつつ、全体として地域の経済発展を目指す「企業集団組織」と化した。この組織フィールドに埋め込まれた諸組織も営利志向を強めざるを得ない。こうして、深圳市で社会保険機構に対する事実上の管理者となった区政府は、労災保険業務を歳入確保の手段とみなして企業化運営を行い、また、労災保険制度設計者となった市労働局は、労働者の長期的な生活保障の実現を怠ったのである。</p> <p>続く二つの章(第二部)では、深圳市労災保険制度の変遷過程(1995年から</p>			

2000年頃まで)を記述・分析する。まず第三章では、先の労災事件の展開を跡づける。著者がインタビューした原告側弁護士によると、労災被害者の悲惨な生活状況に関するマスコミ報道と、深圳市中級人民法院による条例改正の働きかけによって、労災保険制度の規範性の上昇と労災補償待遇の改善が生じたとされる。たしかに、先の事態を受けて制定された1998年の広東省労災保険条例によって、計算基数に関する法の欠缺が補充され、障害退職金が創設されるなどした。しかし著者は、こうした変遷が完結するのは2000年の深圳条例改正を待たねばならないとして、先の説明は決定的なものではないと主張する。

それでは公益志向の労災保険制度への変遷はどのようにして生じたのか、第四章では、再び先の説明図式に基づきそのメカニズムを解明する。まず、制度変遷の原動力となったのは、国家財政を再集権化すべく地方政府の歳入を大幅に中央に引き上げることとした1994年の分税制改革である。これにより大きな財政圧力に直面することとなった地方政府は、その財政基盤を強化すべく、伝統的な工業企業経営から撤退し、電力・通信などの「大型企業経営」に乗り出すと共に、国有企業の管理と経営を分離し、従来の裁量的な徴税行為を廃止する「規制型」政府に変化していった。しかし同時に、分税制改革は予算外財政を温存したため、地方政府には、各部門の癒着関係を動員しつつ不動産投資などによって利殖を図る「資源経営型」の選択肢も与えられることとなった。この組織フィールドに埋め込まれた深圳市労災保険制度も二面性を帯びざるを得ない。すなわち一方で、社会保険基金の運営者が市社会保険機構に一元化されると共に、基金の半租税化によってその収支に対する市財政当局の法的管理が強化された。しかし他方で、このように基金の運営者と管理者が市レベルで一体化したことにより、基金を財源とみなしての営利行為が行われる余地も残されたのである。

最後に終章では、本論文の意義を確認する。著者によれば、市場経済の発達にはこれに親和的な「規制型」政府構造をもたらすとは限らず、むしろその障害となる「資源経営型」政府構造の発生も促すものであることを証示した本論文は、市場変遷理論の限界を明らかにしているのである。

( 論文審査の結果の要旨 )

本論文は、中国広東省深圳市の労災保険制度の1983年から2000年頃までの展開を記述・分析することを通じて、現代中国における法変動の特質を究明しようとするものである。

本論文の第一の意義は、現地調査の成果を活かした対象の明確な記述を行っていることにある。すなわち著者は、一連の法変動過程の記述を行う際に、原告側弁護士事務所に住み込みで調査を行った労災紛争を下敷きとして使用している。これにより本論文は、1993年の深圳条例において、一括補償金の計算基数が確定不可能な状態にあり、労災補償待遇が低水準のものであったことを見出し得ており、また、2000年の同条例改正へと至るその後の変動過程が、計算基数に関する不備の修正と労災補償待遇の改善をもたらすものであったことを指摘し得ている。

本論文の第二の意義は、対象を分析する枠組として新制度派組織理論を採用していることにある。すなわち著者は、一連の法変動の原動力は1980年代の財政分権化改革と1994年の分税制改革であるとし、前者によって「企業集団組織」として形成された深圳市政府の構造が後者によって「規制型」へと転換したことにより、労災保険制度も営利志向のものから公益志向のものへと変化した、という説明図式を構築している。これにより本論文は、先の紛争過程の背後で働く制度的メカニズムを析出し、紛争解決論と制度論を架橋するという野心的な試みになっている。

本論文の第三の意義は、一連の法変動過程を通底する要因として、地方政府の二面性を見出したことにある。すなわち著者は、先の公益志向の労災保険制度が予算外財政の温存を伴うものであることから、「資源経営型」の行動を深圳市政府に許容するものであったことを指摘している。これにより本論文は、現代中国における法変動の主要な担い手である地方政府が、公式法に制約されつつこれを執行する管理者であると同時に、諸部門間の癒着関係を動員して収益増加を図る経営者でもあることを指摘しているものと評することもできる。

もっとも、本論文に問題点がないわけではない。深圳市政府の各組織の記述は外形的なものに止まり、その内実を明らかにしているとは言い難い。また、新制度派組織理論そのものの検討は十分であるとは言えず、本論文の理論的主張は根拠に乏しい。とりわけ、行財政改革が法変動の決定的原因であるとする主張は、因果関係を恣意的に切断したものであり妥当性を欠く。しかしながら、これらの問題点は、マクロな制度変動と関連づけて一連の法変動過程を明確に記述し、これを通底する地方政府の二面性を見出し得たという上述の本論文の意義を損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいも

のと認められる。

なお、平成24年2月6日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。